

三重とこわか国体四日市市売店等設置要項

1 目的

この要項は、第76回国民体育大会四日市市歓迎・接伴基本計画、四日市市売店等設置基本方針に則り、三重とこわか国体において、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会（以下「実行委員会」という。）が設置する売店の設置及び運営について必要な事項を定める。

2 設置場所

売店は、各競技会場に設置する。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

3 設置期間

売店の設置期間は、各競技会場の競技開始日から終了日までとする。ただし、実行委員会は必要に応じてこれを変更できるものとする。

4 開設時間

売店の開設時間は、開始式又は競技開始1時間前から競技終了30分後までとする。ただし、実行委員会は、必要に応じてこれを変更できるものとする。

5 出店数、位置及び規模

出店数及び出店位置は実行委員会が決定し、売店規模は1店舗あたり1ブース約20㎡とする。ただし、実行委員会は、出店状況等を勘案し、必要に応じてこれを変更できるものとする。

6 運営設備

売店に必要な設備のうち、次に掲げるものについては実行委員会が準備するものとし、その他必要な設備については、環境負荷の低減に努め、出店者が準備するものとする。

なお、実行委員会の売店出店許可を受けて火気または燃料等危険物を使用する出店者にあつては、ブース内に必ず消火器を設置しなければならない。

- (1) テント（2間×3間）1張以内（横幕を含む。）
- (2) 長机6台以内
- (3) 椅子4脚以内
- (4) その他実行委員会が運営設備として必要があると認めたもの

7 出店申請

出店希望者は、実行委員会が定める期日までに、売店出店申請書（様式第1号）、売店出店概要書（様式第2号）、売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書（様式第3号）、誓約書兼承諾書（様式第4号）及びその他必要な書類を添えて、実行委員会に提出しなければならない。

8 販売品目

売店における販売品目は、次に掲げるものとする。

(1) 国民体育大会（以下、国体という）関連グッズ

第76回国民体育大会標章又は「三重とこわか国体」「三重とこわか大会」のマスコット「とこまる」を使用した商品であり、それぞれ公益財団法人日本スポーツ協会又は三重県実行委員会の使用承認を得ているもの

(2) スポーツ用品

(3) 郷土物産品

(4) 飲食物（アルコール飲料を除く。）

ア 製造加工品

食品衛生関係法令に規定する営業許可施設等において製造・加工されたもので、容器包装等により衛生的な措置がとられ、かつ、法令等の規定に基づく表示がなされているもの

イ 現地調理品

売店において調理する食品は、簡易な調理、加工のみとし、あらかじめ営業許可施設等において下処理されたものを搬入し、提供直前に加熱処理を行うものであること。

(5) 宅配便

(6) その他実行委員会が必要と認めたもの

9 出店者条件

売店出店者は、(1) および (2) に該当する者とする。

(1) 次の条件のいずれかに該当する者

ア 申請時に1年以上、四日市市内に店舗を有して営業をしている者

イ 競技団体の推薦があり、実行委員会が必要と認めた者

ウ 過去の国体、競技別リハーサル大会に出店実績がある者

エ その他実行委員会が認めた者

(2) 次の条件のすべてに該当する者

ア 各競技開催期間中、この要項で定める事項を遵守し、継続して出店すること。

イ 法令等により許可又は登録を必要とする営業については、当該許可又は登録を受けていること。

ウ 当該出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等、重大な処分を受けていないこと。

エ 飲食物販売の出店者については、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていないこと。

オ 出店申請書の提出日時時点で、四日市市の市税、法人税（個人の場合は所得税）並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

カ 調理従事者については、出店前1月以内に検便検査を実施し、その結果を実行委員会まで提出できること。当該検査項目は、赤痢菌、チフス菌、パラチフスA菌、サルモネラ、腸管出血性大腸菌とする。なお、検便にかかる費用は、出店者の負担とする。

- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は法第2条第2号に規定する暴力団若しくは暴力団員と密接な関係を有する者（以下「暴力団員等」という。）ではないこと。
- ク 従事者として、暴力団員等を使用し又は雇用していないこと。

10 経費負担

- (1) 売店の運営に要する経費は、出店者が負担する。
- (2) 出店者は、実行委員会が定める出店料を、実行委員会に支払うものとする。
- (3) 前号の規定に関わらず、次のいずれかに該当するものについては、出店料を免除することができる。この場合、出店料の免除を受けようとするものは、売店出店料免除申請書（様式第7号）を提出し、その承認を受けなければならない。実行委員会は、承認した者に対し、出店料免除決定通知書（様式第8号）を発行する。
 - ア 国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律（平成24年法律第50号）に規定する障害者就労施設等
 - イ 国又は地方公共団体
 - ウ ア及びイに掲げるもののほか、実行委員会において特に認めるもの
- (4) 出店を許可された者は、出店料を実行委員会が指定する期日までに指定する口座に振り込むこと。なお、振込手数料は、出店者が負担するものとする。
- (5) 既に納付された出店料は還付しない。ただし、出店者の責めに帰すことができない理由による時、その他特別な理由があると実行委員会が認めたときは、出店料の全部又は一部を還付することができる。

11 出店者の選定

実行委員会は、前項に規定する申請があったときは、この要項に基づき、適当であると認めた者を出店者として選定する。また、実行委員会は内容確認のため、提出された出店関係書類をもって関係官庁に調査、照会することができるものとする。

ただし、申請者が、次のいずれかに該当するときは、実行委員会は当該申請をした者を優先して出店者として選定し、これによることができない場合は抽選により選定する。

- (1) 売店の販売品目に係る業種別協議会、連合会、協同組合等の団体
- (2) 障害者就労施設等
- (3) (1) 及び (2) に掲げるもののほか、実行委員会が適当と認めた者

12 売店出店許可証の交付

実行委員会は、出店者として選定した者に対して、売店許可決定通知書（様式第5号）を交付する。また、出店料の納付を確認した後、売店出店許可証（様式第6号）を交付する。

13 保健所への手続き

臨時営業許可を必要とする出店者については、売店許可決定通知書（様式第5号）を受け取ったときは、速やかに保健所の受付印が押された許可申請書の写しを実行委員会へ提出しなければならない。

1.4 売店監督員

- (1) 実行委員会は、売店の円滑な運営を図るため、売店監督員を置くものとする。
- (2) 売店監督員は、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実施本部の競技会場部おもてなし班休憩所係長とし、現場を巡回して、この要項に基づき売店の設置運営等に関する事項を監督するものとする。

1.5 売店責任者

- (1) 出店者は、当該従事者の中から売店責任者を定め、売店設置期間中常駐させなければならない。
- (2) 売店責任者に変更があったときは、直ちに実行委員会に報告しなければならない。
- (3) 売店責任者は、売店監督員の指示に従い、当該売店の管理運営にあたらなければならない。
- (4) 食品を取り扱う売店責任者は、調理・保管・販売等が衛生的に行われるよう十分配慮し、従事者の指導に努めなければならない。

1.6 禁止事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる行為をしてはならない。

- (1) 出店者の権利を第三者に譲渡若しくは転貸し又は管理運営を委託すること。
- (2) 商品を不当な価格で販売すること。
- (3) 指定された場所以外で立ち売り呼び込み販売をすること。
- (4) 許可された品目以外のものを販売すること。
- (5) アルコール飲料を販売すること。ただし、実行委員会が土産品と認めたものは除く。
- (6) 危険物を販売及び無償提供すること。
- (7) 許可された品目以外の物を販売すること。
- (8) 拡声器及び音響器具類を使用すること。
- (9) 火気を使用すること。ただし、実行委員会が特に認めたものはこれを除く。
- (10) その他、大会運営に支障があるような行為をすること。

1.7 遵守事項

出店者及びその従事者は、次に掲げる事項を遵守しなければならない。

- (1) 実行委員会から交付される売店出店許可証（様式第6号）を店頭の見やすい位置に掲示すること。
- (2) 売店及びその周辺の清掃は、出店者の責任のもとに行い、発生したごみは、毎日各自で搬出・処理し、常に環境美化に努めること。
- (3) 販売品には、関係法令等の定めるところにより、適切な表示を行い、販売価格を明示すること。
- (4) 売店の装飾は、販売品等を表示する看板等を主体とし、宣伝広告用のものは掲示しないこと。
- (5) 飲食物を販売する売店にあつては、ブース前にゴミ箱を設置し、容器、食べ残し等を回収すること。
- (6) 販売品等の搬入搬出に使用する車両には、実行委員会が別途交付する通行許可証等を指定された位置に掲示すること。なお、原則として駐車車両は、1売店1台とする。

- (7) 販売品等の搬入及び搬出は、大会運営に支障をきたさないよう、実行委員会が指示する時間内に完了させること。
- (8) 従事者は清潔な衣服を着用し、実行委員会が別途交付する ID カードを着用すること。
- (9) 接客にあたっては、おもてなしの心で、親切・丁寧を心がけること。
- (10) 飲食物を販売する売店にあつては、食品衛生関係法令上の規定を遵守するとともに、保健所の指導に従うこと。
- (11) 天候の悪化等の事情により、実行委員会が安全確保のためやむを得ず、売店の閉鎖等の指示を出したときには、その指示に従うこと。
- (12) 従事者の変更、追加等があつた場合は、直ちに実行委員会に報告すること。なお、変更、追加の報告の際には、当該従事者の本人確認書類を添付すること。
- (13) その他、実行委員会及び売店監督員の指示に従うこと。

1.8 管理運営

売店における販売品及び売店備品の管理は、出店者の責任において行うものとし、火災、盗難、その他不可効力による災害に対しても、実行委員会は一切の責任を負わないものとする。

1.9 事故等発生時の対応

売店において、事件若しくは事故が発生したときには、売店責任者は、初期対応にあたるとともに直ちに実施本部に連絡し、その指示に従うものとする。また、不審者若しくは不審物を発見したときは、売店責任者は直ちに実施本部に報告するとともに、その指示に従うものとする。

2.0 許可の取消し

実行委員会は、出店者が次のいずれかに該当したときは、売店出店許可を取り消すことができるものとする。なお、この場合において、出店者は実行委員会に対して損害賠償及び既に納めた出店料の還付を請求することはできない。

- (1) 関係法令及びこの要項に違反したとき。
- (2) 売店出店許可証（様式第6号）の交付を受けた者が、虚偽の申請又は不当な手段により許可を受けたことが判明したとき。
- (3) 保健所からの指示があつたとき。
- (4) その他、実行委員会が売店の運営管理において不相当と認めたとき。

2.1 損害賠償

出店者（従事者を含む）は、会場内の施設又は第三者に対して損害を与えたときは、その損害賠償の責任を負うものとする。なお、出店により生じた第三者への損害賠償に備え、次の保険に加入し、証書等の写しを指定期日までに提出すること。（提出がない場合は、出店を認めない。）

- (1) 「施設賠償責任保険」（全ての出店者）※損害賠償金1億円以上に加入
- (2) 「生産物賠償責任保険」（飲食物販売の出店者）
※損害賠償金1億円以上に加入

2.2 補填及び補償

- (1) 出店者は、当初予想の収益が得られなかった場合でも、その損害の補填及び補償を実行委員会に請求することはできない。
- (2) 出店者は、天候不良(自然災害を含む。)等実行委員会が予測できない理由により、出店が中止又は縮小になった場合でも、出店準備で生じた経費等の補償を実行委員会に請求することはできない。

2.3 原状回復

出店者は、設置期間終了後、遅滞なく出店に要した物品等を搬出し、出店ブースを原状に回復し、売店監督員の検査を受けなければならない。この場合において、出店者が原状回復を怠ったときは、実行委員会は当該出店者に代わってこれを行い、要した費用を当該出店者に請求することができる。

2.4 その他

- (1) この設置要項に基づき、実行委員会事務局において募集要項を作成し、出店者を募集する。
- (2) 三重とこわか国体競技別リハーサル大会における売店等の設置については、この要項に準ずることとし、各競技大会の規模等、必要に応じて実施する。

附 則

この要項は、令和2年3月27日から施行する。

(様式第1号)

年 月 日

(あて先)

三重とこわか国体・三重とこわか大会 四日市市実行委員会
会長

申請者住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____ 印

電話番号 _____

売店出店申請書

三重とこわか国体において、四日市市実行委員会が運営する競技会場内に売店を出店したいので、三重とこわか国体四日市市売店等設置要項第7の規定に基づき申請します。

記

1 出店希望会場 _____ (競技名: _____)

2 出店希望形態 テント(1張) ・ その他(_____)

3 添付書類

(1) 様式第2号～様式第4号

(2) 売店責任者及び従事者の本人確認書類

(運転免許証、パスポートの写しなど、顔写真のある公的機関が発行したもの)

(3) 営業に関する保健所の営業許可証又は届出済証の写し

(4) 四日市市税の納税(完納)証明書 ※写し可

(申請日以前3ヶ月以内の日付のもので、課税されている全税目「市民税、固定資産税等」が記載されているもの)

(5) 消費税及び地方消費税、法人税(個人の場合は所得税)に未納の税額がないことの証明書
※写し可

(納税証明書その3の3(個人の場合は納税証明書その3の2))

4 その他

当該出店申請書は、出店を希望する会場ごとに提出すること。また、申請書を複数同時に提出する場合に限り添付書類(3)、(4)及び(5)は各1通のみで構わない。

(様式第2号)

売店出店概要書

※会場ごとに記入してください。

ふりがな 商号又は名称				
ふりがな 代表者役職名及び氏名				
代表者生年月日	T・S・H	年	月 日	
所在地	〒			
連絡先	【電話】	【FAX】		
出店担当者	【氏名】	【電話】		
業種				
主要取扱品目 (該当品目を○で囲んでください。)	・スポーツ用品・国体記念グッズ・郷土物産品・飲食物 ・宅配便・その他 ()			
火気または燃料等 危険物の使用	有 種類 () ・ 無			
国体等出店実績	有 () ・ 無			
営業開始年月日	年 月 日	従業員数	人	
営業に関して取得した 許可等の種類	種類	番号	取得年月日	
			年 月 日	
過去1年間法令違反等 処分歴の有無	有 ・ 無	過去3年間食中毒発生 事故歴の有無	有 ・ 無	
販売品目価格等一覧				
NO	商品名	予定数量	販売価格	備考(承認番号等)
1				
2				
3				
4				
5				
6				
7				
8				

※足りない場合は、別紙を追加してください。

(様式第3号)

売店従事者、搬入車両予定表及び持込み備品調書

※会場ごとに記入してください。

商号又は名称			
出店希望会場		出店希望競技	

1 従事者名簿

従事日	売店責任者	従事者	従事者	従事者
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな
月 日	ふりがな	ふりがな	ふりがな	ふりがな

※売店責任者及び従事者にはふりがなを記入してください。

2 車両予定表

車両の種類	車両ナンバー	駐車場使用	備考
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	
		有 ・ 無	

※車両の種類は、「2トントラック」、「軽トラック」などを記入してください。

※搬入・搬出のみに使用する場合は、「駐車場使用」の無に○をつけてください。

※駐車車両は原則1台ですが、会場によっては、駐車場を準備できない場合があります。

※ケータリングカーにて販売を行う場合は、車両サイズ等を記入してください。

3 設営持込み備品一覧表（四日市市実行委員会が設営する備品以外のもの）

備品名	規格等	持込目的

※火気または燃料等危険物の使用を伴う備品を使用する場合は記入してください。（プロパンガス等）

(様式第4号)

年 月 日

(あて先)

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会
会長

住所 _____

商号又は名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____ 印

誓約書兼承諾書

三重とこわか国体において、競技会場への売店出店申請にあたり、次の項目について相違ない旨を誓約します。また、誓約内容の確認のため、三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会が本承諾書を以て関係官庁に調査、照会することを承諾します。

- 1 本申請及び許可後の申請にあたり、三重とこわか国体四日市市売店等設置要項を遵守します。
- 2 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に掲げる暴力団及び同条第6号に掲げる暴力団員並びにそれらの利益となる活動を行う者ではありません。
- 3 出店品目の販売において、出店業務に関する法令等に違反して、過去1年間に営業停止等の重大な処分を受けていません。また、飲食物を販売する場合、過去3年間に食中毒発生等による行政処分を受けていません。

(連絡担当者)

担当者所属： _____

担当者氏名： _____

電話番号： _____

F A X： _____

E - m a i l： _____

(様式第5号)

四国実第 号
年 月 日

商号または名称
代表者役職名及び氏名 様

三重とこわか国体・三重とこわか大会
四日市市実行委員会 会長 印

売店許可決定通知書

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店について、下記の内容で決定となりました。つきましては、下記指定口座へ 年 月 日() までに売店料の納入をお願いします。

また、三重とこわか国体四日市市売店等設置要項第13に基づき、臨時営業許可を必要とする出店者については、 年 月 日() までに保健所の受付印が押された許可申請書の写しを提出してください。

記

- 1 出店会場 _____ (競技名: _____)
- 2 出店期間 _____ 年 _____ 月 _____ 日() ~ _____ 年 _____ 月 _____ 日()
- 3 出店形態 _____ テント(1張) ・ その他(_____)
- 4 売店料 _____ 円
- 5 指定振込口座 _____

※振込手数料については、出店者負担となります。

【問い合わせ】

三重とこわか国体・三重とこわか大会
四日市市実行委員会
担 当 :
電話番号 :
F A X :

(様式第6号)

四国実第 号
年 月 日

商号または名称
代表者役職及び氏名 様

三重とこわか国体・三重とこわか大会
四日市市実行委員会 会長

印

売店出店許可証

年 月 日付で申請があった三重とこわか国体における本実行委員会が運営する競技会場内の売店の出店について、下記のとおり許可します。

記

許可番号	
商号又は名称	
代表者役職名及び氏名	
出店許可会場	(競技名：)
出店許可期間	年 月 日 () ~ 年 月 日 ()
出店許可品目	
遵守事項	1 本許可証を売店内に掲示すること。 2 売店の設置運営に関しては、三重とこわか国体四日市市売店等設置要項を遵守すること。

(様式第7号)

年 月 日

(あて先)

三重とこわか国体・三重とこわか大会
四日市市実行委員会 会長

住所 _____

商号または名称 _____

代表者役職名
及び氏名 _____ 印

売店出店料免除申請書

三重とこわか国体・三重とこわか大会四日市市実行委員会が設置運営する競技会場内の売店出店料について、三重とこわか国体四日市市売店等設置要項第10の規定に基づき免除申請します。

記

1 出店会場 _____ (競技名: _____)

2 免除理由 (該当項目の左欄に○印を記入してください)

<input type="checkbox"/>	国等による障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律 (平成24年法律第50号)に規定する障害者就労施設等
<input type="checkbox"/>	国又は地方公共団体
<input type="checkbox"/>	その他実行委員会において特に認めるもの

(連絡担当者)

担当者所属: _____

担当者氏名: _____

電話番号: _____

F A X: _____

E-mail: _____

(様式第8号)

四 国 実 第 号
年 月 日

商号または名称
代表者役職名及び氏名 様

三重とこわか国体・三重とこわか大会
四日市市実行委員会 会長 印

出 店 料 免 除 決 定 通 知 書

年 月 日付で申請があった三重とこわか国体における本実行委員会が運営する競技会場内の売店出店に係る出店料の免除について、下記のとおり許可します。

記

- 1 免除対象出店会場 _____ (競技名 : _____)
- 2 免除理由

以上